

## 売木村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 売木村

事 業 名 : 売木村農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年4月1日 (供用開始後19年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処理区域内人口密度	13.7人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1ヶ所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	定額の基本料金及び世帯人数に一定の額を乗じた世帯人数割からなる料金体系を採用しています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	定額の基本料金及び使用水量に一定の額を乗じた従量料金を組み合わせた料金体系を採用しています。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他の使用量体系はありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,000 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	5,337 円
	平成26年度	4,000 円		平成26年度	5,693 円
	平成27年度	4,000 円		平成27年度	4,501 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	住民課 住民係 1名（兼務）
事業運営組織	農業集落排水事業は住民課住民係が所管しています。 住民係の職員は、簡易水道事業、農業集落排水事業を兼務しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	終末処理場の保守点検を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度の実績はありません。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIの実績はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	利用実績はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用地や施設はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

収益的収支比率が100%を下まわっており、経常的な支出を経常的な収入で賄えていないことになります。  
平成27年度の使用料単価と汚水処理原価を比較すると、使用料単価は225円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価は502円/m<sup>3</sup>です。汚水処理原価は一般会計からの繰入金で補てんする前の実際の支出額です。  
仮に一般会計からの繰入金が無く、使用料収入だけで運営しようとした場合、現在の料金水準を約2倍にする必要があります。  
地方債の残高は平成27年度末で2億1,800万円ですが、全額を一般会計が負担するため農業集落排水事業の実質的な負担はありません。

## 2. 経営の基本方針

<効率化・経営健全化のための取り組み方針>

### ① 施設の合理化

処理施設の広域化、統合化、最適化などの可能性も探りながら合理化に努め、建設改良費や維持管理費の増加を抑制します。

### ② 維持管理経費の抑制

管理業務を簡易水道事業とあわせて行うなどにより間接経費の削減又は抑制します。

### ③ 滞納整理

滞納が発生した場合には、適時な催促により未納金の防止に努めます。

### ④ 料金水準の定期的な見直し

適正な料金水準について定期的に検討し、必要に応じて料金体系の見直しを行います。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

建設改良費は、機能維持のための最低限の更新に留め、新規の施設の建設及び管渠の布設は予定していません。既存の設備・管渠については、今後も引き続き定期的な点検をおこない、予防保全を重視した計画的な機能保全を図ります。計画期間の平成29年から平成38年までに予定している投資に係る建設改良費の額は約2,000万円です。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入については、人口減少の影響を受けて減少することが見込まれます。使用料収入に加えて、一般会計からの繰入金（総務省通知による基準内の繰入金）を財源とすることで、大規模修繕などの臨時的な支出が発生しない限りは、計画期間内は毎年の収支を均衡させることができる見込です。

建設改良費の財源は、国県補助金と地方債の起債を想定しています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費については、農業集落排水事業に負担させていません。本来は、独立採算制の原則、受益者負担の原則から人件費を負担する必要があります。その他の経費については、必要最低限の額として、平成27年度以前10年間の実績を参考に試算しました。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣の団体と可能性について検討していきます。
投資の平準化に関する事項	必要最低限の更新として、機能保全のための更新投資を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	地域的特性や事業規模から難しいと考えられますが、全国の類似団体の事例等を収集して検討いたします。
その他の取組	基幹管路や処理場施設の耐震診断を行い、必要な耐震化を進めます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	定期的に検討を行い、必要に応じて料金の改定を行います。
資産活用による収入増加の取組について	未利用の資産はありません。
その他の取組	未納が発生した場合は、適時な催促により滞納金の防止に努めます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設運転維持管理業務の民間委託を行っていますが、その他の業務についても、委託可能なものがあれば民間業者の活用を検討します。
職員給与費に関する事項	農業集落排水事業には人件費を負担させていません。
動力費に関する事項	機能維持の為の必要最低限の支出とし、現状推移できるように努めます。
薬品費に関する事項	機能維持の為の必要最低限の支出とし、現状推移できるように努めます。
修繕費に関する事項	機能維持の為の必要最低限の支出とし、現状推移できるように努めます。
委託費に関する事項	機能維持の為の必要最低限の支出とし、現状推移できるように努めます。
その他の取組	将来の消費税の改正については、平成31年度から10%で検討します。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度を目安として見直し(ローリング)を行います。
---------------------	--

# 経営比較分析表

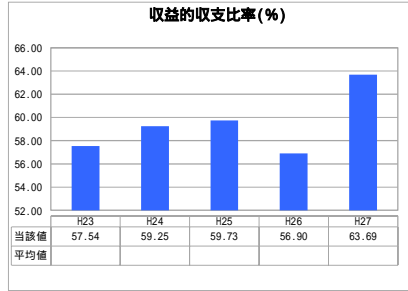
長野県 売木村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	66.55	100.00	4,000

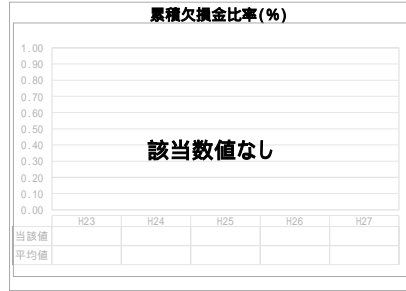
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
597	43.43	13.75
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
384	0.28	1,371.43

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

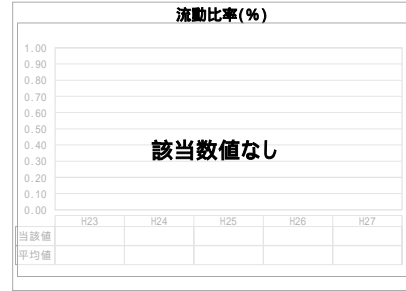
## 1. 経営の健全性・効率性



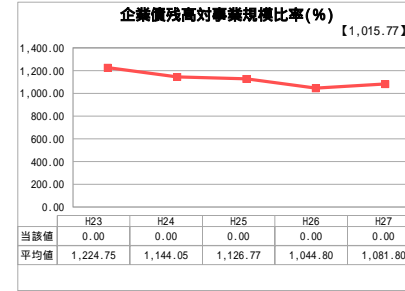
「単年度の収支」



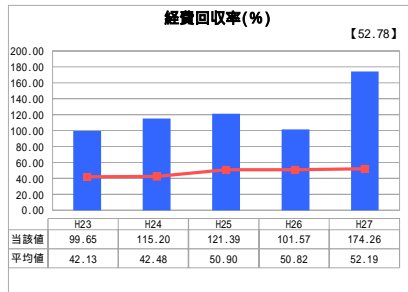
「累積欠損」



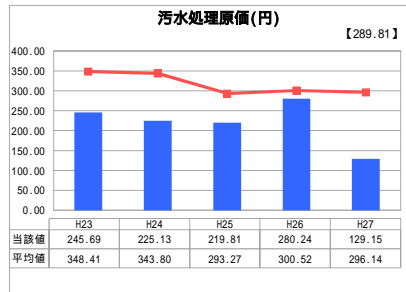
「支払能力」



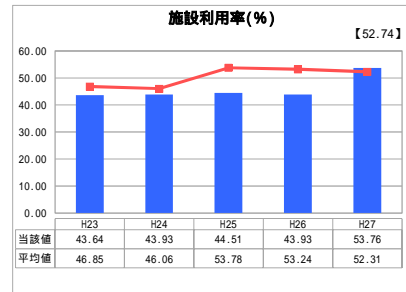
「債務残高」



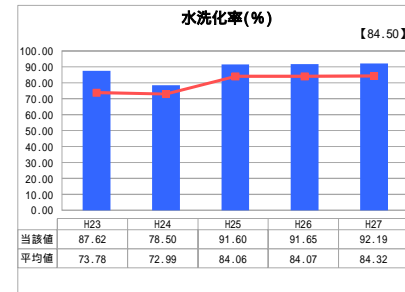
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

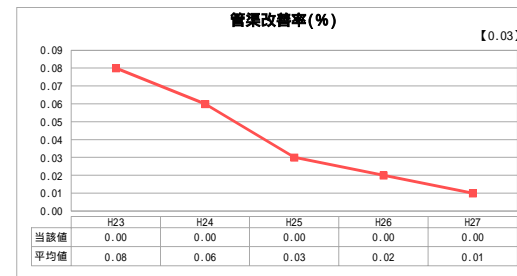
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、収入が少ないためおそらく平均を大きく下回っていると思われる。故障等により修繕や更新があれば比率が悪くなる。

企業債残高対事業規模比率については、建設当初から人口が少なく、一般会計で建設費を負担しても建設するコストとしていたため、毎年起債償還額のほぼ全額を繰り入れていました。経費回収率(%)については事業全体に占める料金回収率ですが、起債の残高が減るのに合わせて、平均水準以上で推移しています。しかし、この表には現れませんが、職員給与を簡水事業で負担しているための平均水準を超えているにすぎません。

汚水処理原価については、平均を下回っています。より一層効率性をあげ、汚水原価を下げられるように努力が必要だと考えています。

施設利用率(%)については、水洗化率の状況から限界に達している。新たな利用率を上げる努力が必要だと考えています。

水洗化率(%)については、平均を上回っています。高齢化に伴い水洗化し、和式から洋式化が進んだためです。

### 2. 老朽化の状況について

管路以外の機器は、計画的に更新やオーバーホールを行っています。管路は、水田農業が始まると、流入水が増加することから、かなり不明水が流入していると思われる。機器への負荷を減らすため、なお一層の不明水対策が必要だと考えます。

### 全体総括

売木村の農業集落排水事業は当初から、「建設費については、一般会計から支出しなければ採算が取れない。」という見込の下、事業を始めました。事業費の約5割を、一般会計繰出金で賄っています。少しでも健全経営に努めるため、なお一層の経費節減に努める必要があります。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

様式第2号(法非適用企業)  
 < 農集排 >

投資・財政計画(収支計画)

区 分		No.	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025 位:千円, %)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1	56,363	34,184	34,183	34,184	34,355	34,355	34,355	34,355	32,650	29,937	25,101	20,614
	(1) 営 業 収 益 (B)	2	15,295	15,097	14,901	14,708	14,786	14,595	14,382	14,172	13,965	13,761	13,560	13,368
	ア 料 金 収 入	3	15,295	15,097	14,901	14,708	14,786	14,595	14,382	14,172	13,965	13,761	13,560	13,368
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	4												
	ウ そ の 他	5												
	(2) 営 業 外 収 益	6	41,068	19,087	19,282	19,476	19,569	19,760	19,973	20,183	18,685	16,176	11,541	7,246
	ア 他 会 計 繰 入 金	7	26,068	19,087	19,282	19,476	19,569	19,760	19,973	20,183	18,685	16,176	11,541	7,246
	イ そ の 他	8	15,000											
	2 総 費 用 (D)	9	15,688	15,182	14,636	14,074	13,666	13,069	12,453	11,820	11,179	10,596	10,097	9,885
	(1) 営 業 費 用	10	9,225	9,249	9,249	9,249	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420
	ア 職 員 給 与 費	11												
	ウ ち 退 職 手 当	12												
	イ そ の 他	13	9,225	9,249	9,249	9,249	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420
	(2) 営 業 外 費 用	26	6,463	5,933	5,387	4,825	4,246	3,649	3,033	2,400	1,759	1,176	677	465
ア 支 払 利 息	27	6,463	5,933	5,387	4,825	4,246	3,649	3,033	2,400	1,759	1,176	677	465	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	28													
イ そ の 他	29													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	30	40,675	19,002	19,547	20,110	20,689	21,286	21,902	22,535	21,471	19,341	15,004	10,729	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	31	370										20,000	
	(1) 地 方 債 債 償 還 金	32											10,000	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	33												
	(2) 他 会 計 補 助 金	34												
	(3) 他 会 計 借 入 金	35												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	36												
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	37											10,000	
	(6) 工 事 負 担 金	38	370											
	(7) そ の 他	39												
	2 資 本 的 支 出 (G)	40	41,045	19,002	19,547	20,110	20,689	21,286	21,902	22,535	21,471	19,341	35,004	10,729
	(1) 建 設 改 良 費	41	22,573										20,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費	42												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	43	18,472	19,002	19,547	20,110	20,689	21,286	21,902	22,535	21,471	19,341	15,004	10,729
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	44												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	45													
(5) そ の 他	46													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	47	40,675	19,002	19,547	20,110	20,689	21,286	21,902	22,535	21,471	19,341	15,004	10,729	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	48													
積 立 金 (K)	49													
前年度からの繰越金 (L)	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前年度繰上充用金 (M)	51													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	52	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

様式第2号(法非適用企業)  
 <農集排>

投資・財政計画(収支計画)

翌年度へ繰り越すべき財源(O)	53												
実質収支黒字(P)	54		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(N)-(O) 赤字(Q)	55												
赤字比率( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	54												
収益的収支比率( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	55	165	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額(R)	56												
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)	57	15,295	15,097	14,901	14,708	14,786	14,595	14,382	14,172	13,965	13,761	13,560	13,368
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)	58												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額(T)	59												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(U)	60												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)	61												
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)	62												
他会計借入金残高(W)	63												
地方債残高(X)	64	218,300	199,298	179,751	159,641	138,952	117,666	95,764	73,229	51,758	32,417	27,413	16,684

他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		収益的収支分	65	19,087	19,282	19,476	19,569	19,760	19,973	20,183	18,685	16,176	11,541
うち基準内繰入金	66	19,087	19,282	19,476	19,569	19,760	19,973	20,183	18,685	16,176	11,541	7,246	
うち基準外繰入金	67												
資本的収支分	68												
うち基準内繰入金	69												
うち基準外繰入金	70												
合 計	71	19,087	19,282	19,476	19,569	19,760	19,973	20,183	18,685	16,176	11,541	7,246	